

記者発表資料  
令和4年5月30日  
宮城県特定家畜伝染病対策本部事務局  
(農政部農業政策室)  
担当：家畜防疫対策室衛生安全班 石橋・江頭  
内線：2854

## 岩手県一関市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う搬出制限の解除について

令和4年5月12日に岩手県一関市内の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザが確認され、岩手県が移動制限区域内の農場を対象に清浄性確認検査を実施したところ、5月28日に「陰性」が確認されました。これを受けた宮城県の対応についてお知らせします。

### 1 宮城県の対応

- (1) 制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域）の一部が本県に掛かり、搬出制限区域の半径10km圏の近縁に消毒ポイントを1カ所設置しておりましたが、5月28日午後4時をもって搬出制限を解除し、宮城県内の消毒ポイント閉鎖しました。
- (2) 搬出制限を行っていた期間、岩手県境の登米・気仙沼・栗原地域全33戸の養鶏場で異状はありませんでした。
- (3) 県内の養鶏場に対して、家畜保健衛生所から電話・FAX等にて情報提供し、異常鶏発見時の通報、飼養衛生管理基準の遵守について周知し、全農場で異状がないことを確認しました。

### 2 廃止した宮城県の消毒ポイント

No	名称	主要関係道路	設置住所	廃止日時
1	登米市中田庁舎	国道346号	登米市中田町上沼字西桜場	5/28 午後4時 廃止